

令和 7 年度 高取山国有林外巡視委託業務

閲 覧 図 書

- 1 入札者注意書（入札書・委任状を含む）
- 2 委託契約書（案）

巡視等業務委託仕様書（巡視業務）

高取山国有林巡視業務委託特記仕様書

金剛山国有林巡視業務委託特記仕様書

奈良森林管理事務所

入札者注意書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号、以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。
また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人の記名をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同

じ。)は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
- (3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出で

- ある者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者として定めることがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。
- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく（契約担当官等が定める期日までとする（定めのない場合は、7日を目安とする）。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託

委託時間	単位	単 価	入 札 金 額
6 4 0	時間	円	円

- ※ 単価欄には、1 時間当たりの単価を記載する。
※ 入札金額欄には、委託時間に 1 時間当たりの単価を乗じた金額を記載する。

ただし、上記金額は見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額
であるので契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること
及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、見積
いたします。

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

代 理 人

委 任 状

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

(委任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

(受任者) 所在地 (住所)

商号又は名称

代理人

業務名 令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託

業 務 実 績 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所
社 名
氏 名

令和 年 月 日、入札の令和7年度 高取山国有林外巡視業務委託に係る
資格要件となる業務実績を下記のとおり提出します。

記

- 1 契約相手方住所
- 2 契約相手方氏名
- 3 契約履行名称
- 4 契約履行場所
- 5 契約期間 自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日
- 6 その他 別紙 契約書（写）を添付

委託契約書（案）

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所長 川上 吉伸
（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、令和7年度 高取山
国有林外巡視委託に関する業務について、次の条項により委託契約を締結する。

契約条項

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
当該業務を変更したときも同様とする。

- （1）業務名 令和7年度 高取山国有林外巡視業務委託
- （2）業務内容 別添1—1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」
別添1—2「高取山国有林巡視業務委託特記仕様書」
別添1—3「金剛山国有林巡視業務委託特記仕様書」のとおり。
- （3）契約金額 ￥ 円
（うち消費税及び地方消費税 ￥ 円）
1時間当たりの単価 ￥ 円
（ただし消費税及び地方消費税は除く）
- （4）履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月13日までの期間で延べ640時間とする。
- （5）業務実施場所 別添1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」に記載する国有林とする。

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡制限）

第3条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡することができない。

（再委託の制限及び承認手続き）

第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、別添3の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要があるときは、別添3の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項及び第3項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めること

ができる。

- 7 再委託する業務が委託事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（委託業務従事者の届出）

第5条 乙は、契約の履行に当たり業務従事者を選任し、甲に別添4の「委託業務従事者届」を提出するものとする。

（監督職員）

第6条 甲は、乙の業務履行について監督を行う監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、書面によりその官職と氏名等を乙に通知するものとする。

- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、指示を行う。
- 3 監督職員は、業務の履行について、乙から報告のあった報告書その他について確認し、甲に報告する。

（物品管理）

第7条 甲は、委託業務の実施に必要な貸与物品を別添5-1の「貸与物品内訳表」、支給物品を別添5-2の「支給物品内訳表」により乙に貸与または支給する。

- 2 乙は、前項に定める貸与物品又は支給物品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に別添5-3の「貸与物品借用書」又は別添5-4の「支給物品受領書」を提出しなければならない。
- 3 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与物品又は支給物品を管理しなければならない。
また、支給物品については、別添5-7の「支給物品受払簿」により管理しなければならない。
- 4 乙は、当該契約業務が完了後又は中止となった時は貸与物品と支給物品の残余分を、別添5-5の「貸与物品返納届」又は別添5-6の「支給物品返納届」により遅滞なく甲へ返納しなければならない。
- 5 乙は、貸与物品又は支給物品を故意若しくは過失により損傷あるいは紛失した場合は、甲の指定する期間内に代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（報告義務）

第8条 乙は、労働災害（死亡災害又はこれに準ずる重大災害）が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第9条 乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を書面により請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の変更等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を中止することができるものとする。

この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

- 2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により、委託業務の遂行が困難となったときは、別添6の「委託業務中止(廃止)申請書」を甲に提出し、甲乙協議の上、書面によりこの契約を解除するものとする。
- 3 前2項の規定により契約を解除したときは、第13条、第14条及び第15条の規定に準じて精算するものとする。
- 4 甲は、別添1の「巡視等業務委託仕様書(巡視業務)」の1の(6)、(7)の巡視業務の実施にあたり、乙が別添2の「委託業務実施計画書」に記載している巡視箇所の森林整備事業を請け負う場合には、当該森林整備事業地の巡視業務を取りやめることができるものとする。
- 5 前項の巡視業務を取りやめる場合には、別添2の「委託業務実施計画書」を変更し、期間又は委託契約金額の変更について、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与物品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示又は貸与物品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(実施報告)

第12条 乙は、委託業務の成果を記載した別添7の「委託業務実施報告書」を1箇月毎に、監督職員経由で甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条に規定する別添7の「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査するものとする。

- 2 検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に不適合となったときは、発注者又は監督職員の指示により手直し等を行い、再度検査を受けなければならない。この検査については、前2項の規定を準用する。

(委託費の額の決定)

第14条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、書面により乙に通知するものとする。

なお、監督職員を2名以上定めた場合において、それぞれに別添7の「委託業務実施報告書」が提出された場合、月ごとの実施分をまとめて通知するものとする。

(委託費の支払い)

第15条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

(情報の保持)

第16条 乙は、この契約に属する知り得た情報をこの契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務を開始すべき時期を過ぎても業務を行わないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して委託金債権を譲渡したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約

の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、書面により相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（乙の催告によらない解除権）

第21条 乙は、第10条の規定により業務の内容を変更したため委託契約金額が3分の2以上減少し、又は業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

2 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の業務の実行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は前項の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第2項前段及び前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第17条、第18条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第10条、第20条又は第21条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び前項後段に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

- (2) 第17条又は第18条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第17条又は第18条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することが出来ない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額の遅延利息の支払を乙に請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第25条 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員を含む。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、甲は、乙に対して書面により請求するものとする。
- (1) この契約に関し、乙又は乙の代理人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の書面による請求に基づき、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の損害賠償請求等）

- 第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第15条第2項の規定による委託費の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

（違約金等の徴収）

第27条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは書面により追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき前項の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第28条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、届出、通知、報告及び指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(国有林野等の損害)

第29条 乙は、乙又は乙が雇用する労働者又は再委託者が国有林野又は産物等に損害を加え、甲が必要と認めるとき（この契約の他の条項により対応する場合を除く。）は、甲の指定した期間内にその損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

(契約外事項)

第30条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定める。

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 奈良県奈良市赤膚町1143-20
氏名 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 印

乙 住所
氏名 印

別紙

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（貴官をいう。以下同じ。）は、乙（請者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

巡視等業務委託仕様書 (巡視業務)

1 委託業務内容

乙は、国有林野等を巡視し、次の事項について異状等の有無の確認等を行うものとする。

なお、巡視に当たっては適宜、境界標識、境界線、隣接地及び国有林野の写真撮影を行い、状況確認等に資するものとする。

(1) 国有林野の状況確認

国有林野への侵害、立木の伐採、下草・灌木の刈払及び地形変化、看板など標識類の状況、不法投棄等の異状の有無を確認すること。

(2) 境界線及びその周囲の確認

国有林野の境界線及び境界標識の埋設状況等の異状の有無を確認すること。

(3) 林木の生育状況等の確認

林木の生育状況や病害虫、鳥獣、風水害等による被害状況について確認する。

(4) 動植物等の保護管理

国有林野への入込者へのパンフレット等の配布、動植物の保護及び森林保全の啓蒙を行うこと。

(5) 国有林野の隣接地の状況確認

隣接地において工事等の開発行為を行っている場合は、その進捗状況及び国有林野内への廃物の投棄、工事資材置場等の無断使用等の異状の有無を確認すること。

(6) 森林整備事業を進める事業地の確認

間伐等の森林整備を進める事業地の林分・地形状況及び周辺環境を確認する。具体的には次のことを行うこととする。

①事業実施中箇所の巡視

事業実行区域に誤りがないか、未実行箇所がないか等を確認し、写真撮影を行う。

②事業実施予定箇所の巡視

林分状況や気象等被害、崩壊地がないか等を確認し、写真撮影を行う。その際には、予定箇所の区域外周のポイントにビニールテープを巻きつける等の表示を行う。

(7) 作業道及び集材路の状況並びに周辺環境の確認

既設・作設中の作業道及び集材路の状況並びに周辺環境に被害等がないかを確認する。

(8) 被害が生ずる恐れのある危険木等を確認

風雨等により人命・財産に影響を与える恐れのある立木等を確認する。

(9) (1)～(8)の業務の目的達成に必要な又は巡視用務に支障とならない範囲での付随する応急的かつ簡易な作業。

2 委託業務実施場所

郡山森林事務所（郡山担当区）管内

金剛山国有林62～65林班

下北山森林事務所（吉野担当区）管内

高取山国有林47～60林班

のうち別添の「巡視業務委託（巡視業務）区域図」に示す区域とする。

3 業務の実施人数等

1回につき、最低2名の行動で（1人につき）8時間行うこと。

4 業務の実施報告

乙は、委託業務を実施した日ごとに委託契約書別添7別紙「業務日誌」を作成し、委託契約書別添7の「委託業務実施報告書」に添付し監督職員へ提出すること。

- (1) 「業務日誌」には、異状の有無にかかわらず、確認した箇所の写真及び撮影した箇所を明記した図面を添付すること。
- (2) 異状を発見した場合は、その都度、監督職員又は甲に速やかに連絡すること。
- (3) 1の(5)、(6)及び(7)の巡視業務については、異状の有無にかかわらずその都度、「業務日誌」を作成し、監督職員へ提出すること。

5 安全の確保

乙は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

6 その他

- (1) 乙は、受託業務従事中は常に、別添5-1「貸与物品内訳」に記載のある保安帽の完全着用及び別添8「証明書」を携行するものとする。
- (2) 受託業務の具体的な指示は、監督職員が毎月書面により行うこととするが、委託契約書及びこの仕様書にない軽微な事項については、監督職員の指示を求めるものとする。
- (3) 写真については、印刷物又は電子媒体のいずれかにより提出することを基本とし、監督職員から指示があった場合は、その指示によるものとする。
なお、印刷物を提出する場合は、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク及び用紙等は通常の使用で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
また、電子媒体を提出する場合は、貸与された記録媒体で提出することを原則とし、監督職員の上承を得た場合は、その他の媒体でも提出できる。但し、電子媒体の提出にあたっては、事前にウィルスチェックを行うこと。

別添 2

委託業務実施計画書

実施場所	業務内容	6 月		7 月		8 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
高取山国有林	仕様書の各内容	3	4 8	3	4 8	3	4 8
金剛山国有林	仕様書の各内容	2	3 2	1	1 6	1	1 6
計		5	8 0	4	6 4	4	6 4

実施場所	業務内容	9 月		1 0 月		1 1 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
高取山国有林	仕様書の各内容	4	6 4	4	6 4	3	4 8
金剛山国有林	仕様書の各内容	1	1 6	1	1 6	1	1 6
計		5	8 0	5	8 0	4	6 4

実施場所	業務内容	1 2 月		1 月		2 月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間
高取山国有林	仕様書の各内容	3	4 8	3	4 8	3	4 8
金剛山国有林	仕様書の各内容	1	1 6	—	0	—	0
計		4	6 4	3	4 8	3	4 8

実施場所	業務内容	3 月		合計	
		回数	時間	回数	時間
高取山国有林	仕様書の各内容	3	4 8	3 2	5 1 2
金剛山国有林	仕様書の各内容	—	0	8	1 2 8
計		3	4 8	4 0	6 4 0

注 1：1 回、最低 2 名以上行動（1 人 8 時間）の巡視とする。

なお、3 名以上での巡視は妨げないが、支払対象は 2 名とする。

注 2：業務内容欄については、巡視業務を実施する場合は、別添 1－1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の（1）～（9）のうち該当する番号を記載する。

委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和7年度 高取山国有林外巡視業務委託について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第4条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

別添 4

委託業務従事者届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託について、委託契約書第 5 条に基づく従事者を下記のとおり届け出ます。

記

氏 名

生年月日 年 月 日

経歴等

年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

貸与物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要
1	施業管理計画図	(巡視委託業務区域図)	4 枚	
2	基本図	(巡視委託業務区域図)	4 枚	
3	保安帽		2 個	
4	デジタルカメラ本体		1 台	
5	充電器	貸与デジタルカメラ専用	1 台	
6	メモリーカード	3 2 GB	1 個	
7	腕章		2 個	

支給物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要
	該当なし			

貸与物品借用書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託について、事業実行に必要な物品として別添 5－1「貸与物品内訳表」の物品を、令和 年 月 日付けで借用しましたので、委託契約書第 7 条第 2 項に基づき提出します。

支給物品受領書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託について、事業実行に必要な物品として別添 5－2「支給物品内訳表」の物品を、令和 年 月 日付けで受領しましたので、委託契約書第 7 条第 2 項に基づき提出します。

貸与物品返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託にかかる、別添 5－1 「貸与物品内訳表」の物品について、委託契約書第 7 条第 4 項に基づき返還します。

支給物品返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託にかかる、別添 5 - 2 「支給物品内訳表」の物品について、委託契約書第 7 条第 4 項に基づき返還します。

○添付書類

支給物品受払簿

別添 6

委託業務中止(廃止)申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所
氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和7年度 高取山国有林外巡視業務委託について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第10条第2項の規定により申請します。

記

1 委託事業の中止(廃止)の理由

2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況

ア 当初契約の概要

(実施予定箇所、時間(日)数、契約金額など)

イ 事業について

(実施済み時間数及び進捗率、未実行箇所などを具体的に記入)

ウ 部分完了などの有無

(完了検査、部分払いの有無と金額を記入)

別添 7

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した、令和7年度 高取山国有林外巡視業務委託について、下記のとおり実施したので、委託契約書第12条の規定により 月分の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間 年 月 日から 年 月 日までのうち
実施回数 回、延べ 時間
- 2 委託業務実施内容
詳細は、別紙「業務日誌」のとおり

実施年月日	実施場所（林小班等）	業務内容	実施時間

（監督職員経由）
氏名 農林水産○官 ○○ ○○
確認日 年 月 日

（備考）

業務内容欄には、巡視業務の場合、別添 1－1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の（1）～（9）の番号又は、具体的な実施内容を記載すること。

別紙

業 務 日 誌（巡視業務）

1 実施者氏名

2 実施年月日 年 月 日

時 分 ~ 時 分	実施時間（時・分）	備 考
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	
・ ~ ・	・	

3 実施内容

実施場所 （国有林、林小班） （境界標番号）	業務内容	巡 視 結 果 （異状の有無にかかわらず、点検 した箇所の状況を記入）	写真 番号	監 督 職 員 等 へ の 連 絡日時

（特記事項があればその場所、状況を記入すること。）

（備考）業務内容については、契約書別添 1－1「巡視等業務委託仕様書（巡視業務）」の「1 委託業務内容」の（1）～（9）の番号又は、具体的な内容を記載すること。

4 その他参考事項

5 写真

別添のとおり

証 明 書

下記のとおり、巡視等業務委託をしていることを証明する。

令和 年 月 日

記

業 務 名 : 令和 7 年度 高取山国有林外巡視業務委託

履行期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

甲（委託者） 奈良県奈良市赤膚町1143-20
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

乙（受託者）

住 所

氏 名

※注意事項

- （１）業務従事中は、本証明書を常に携行し、監督職員等から提示を求められた場合は提示すること。
- （２）本業務が完了又は中止となった時は、速やかに本証明書を返納すること。

高取山国有林巡視業務委託特記仕様書

国有林野等巡視委託業務の目的や国有林の巡視の内容については、別添1「巡視業務委託仕様書」を念頭に、以下により高取山国有林の巡視委託業務を適切に遂行することとする。

1 高取山国有林の林野巡視の特徴と巡視事項

高取山国有林は、高取山の山頂に、高取城跡(一部が国有林)があり、入込利用も多いこと、公道沿いでは不法投棄が常時あることが大きな特徴であることから、高取山国有林の巡視業務委託で特に留意することは、以下の事項である。

- (1) 高取城跡周辺や芋ヶ峠に至る尾根筋を中心とした歩道がハイキングコースとなっており、森林レクリエーションなどによる入込利用者が多いことから、林野火災、歩道、標識等各種施設の状況確認を行い、入込利用者に危険が及ぶことはないか確認を行うこと。
- (2) 国有林内を通過している公道(①県道明日香清水谷線、②県道馬佐清水谷線、③主要地方道桜井明日香吉野線)は、大半は幅員が狭く、道路端の樹木が鬱蒼としているため不法投棄が多発している。そのため、随時不法投棄物の状況確認等を行うこと。
- (3) 高取山国有林内には多くのシカが生息しており、シカによる林木及び森林の被害状況を確認すること。

2 巡視路線の設定

設定する基本巡視路線は次のとおりとする。

なお、監督職員の指示により、これ以外の場所を巡視する場合がある。

- (1) 田口林道赤尾支線巡視(公道分岐～国有林境界(以後立木伐採・搬出箇所))
- (2) 県道馬佐清水谷線巡視(国有林内部分)
- (3) 田口林道巡視(公道分岐～林道終点)
- (4) 比曽林道巡視(公道分岐～林道終点)
- (5) 高取山林道巡視(県道桜井明日香吉野線分岐～終点)
- (6) 主要地方道桜井明日香吉野線巡視(国有林入口(芋ヶ峠)～栢森集落:国有林内部分)
- (7) 県道明日香清水谷線道路巡視(公道②分岐～本県道終点:国有林内部分)
- (8) 高取城跡(国有林外を含む)
- (9) 歩道巡視(高取城跡南側～介在地～東側)
- (10) 境界線及びその周囲の異状の有無の確認(公道分岐(境界点 156)～栢森集落(境界点 222))
- (11) 境界線及びその周囲の異状の有無の確認((境界点117)～国有林境界線～芋ヶ峠)
- (12) 境界線及びその周囲の異状の有無の確認(境界点223)～国有林境界線～(境界点追 28))
- (13) 境界線及びその周囲の異状の有無の確認(境界点87)～国有林境界線～公道②分岐)

3 具体的な業務委託の内容

(1) 公道及び林道沿線等における不法投棄の確認

国有林内の不法投棄を確認した場合には、以下の「不法投棄の確認時の注意事項」により必要事項を業務日誌等に記載の上報告すること。

【不法投棄の確認時の注意事項】

不法投棄された廃棄物は投棄者に処理させることが原則であるが、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者(管理者)が自らの責任でゴミを撤去しなければならない。よって、不法投棄を発見した場合には、直ちに不法投棄現場を調査し、証拠物の収集をし、投棄を行った者の判明に努めなければならない。

- 1 不法投棄の発見日時
 - 2 不法投棄の発生場所
 - 3 不法投棄物の種類と数量
 - 4 不法投棄を行った者又はその判明の手掛かりとなるもの。
- ※ 不法投棄物に名前や住所・電話番号、商店名等の記載がないか。
車に関する情報(人数、特徴、車種やナンバー)

(2) 高取城跡における入込利用者の人数等の確認

高取城跡は年間を通じて利用者が多いため、巡視時に確認された利用者数を業務日誌等に記載の上報告すること。

なお、高取城跡に至る主なルートは「⑦県道明日香清水谷線終点からの歩道」と「⑦県道明日香清水谷線端の高取城跡看板からの歩道(国有林外)」の2ルートであり、2ルートとも巡視すること。

(3) 山火事警防の実施

特に春や秋は乾燥し山火事が発生し易いことから、煙草の始末や火気を使用していないか等を把握し、山火事防止の啓蒙を実施すること。

(4) 入込者が捨てたゴミ等の確認

利用者が捨てたゴミ等を確認した場合には、業務日誌等に記載の上報告すること。

なお、簡易なゴミは持ち帰る等の措置を執ること。

(5) 公道、林道及び歩道及び沿線を主体とした危険な状況の把握

以下の事項を確認した場合には、業務日誌等に記載の上報告すること。

なお、公道、林道及び歩道(以下「公道等」という。)の通行車両や国有林入込者に危害を及ぼす可能性が高いなど、早急に対応が必要な状況を確認した場合には、直ちに監督職員に報告すること。

ア 公道等沿線で、枯損又は傾いている国有林立木を確認すること。

イ 公道等沿線で、枝葉等が公道を覆っている国有林立木を確認すること。

ウ 公道等沿線の一部国有林の一部が崩壊し、公道等に土砂や雨水が流れ出ていること等異常な状況がないか確認すること。

(6) 道標、看板及び歩道の状況把握

道標や看板等が朽ちていないか、字が読めなくなっていないかを確認すること。

また、歩道の洗掘や階段等構築物が傷んでいないか確認すること。

(7) 林況の把握及び森林の状況把握

巡視の際見える範囲で、スギ・ヒノキ等造林木の生育状況や病虫害や獣害等の確認をすること。

特にシカによる林木及び森林の被害等の状況を確認すること。

なお、シカの生息を確認した場合には、雄、雌別の確認頭数を報告すること。

(8) 遠望ができる箇所では写真を撮影すること

特に夏場で樹木の葉が紅葉している等、枯損木が分かる場合には、極力分かり易い写真とすること。

(9) 境界線及び境界線の異状の有無の確認

境界標の状況確認(破損、根倒れ、番号確認等)をし、必要に応じて赤スプレーで境界標に塗布を行うこと。

また、境界線(境界標と境界標を結ぶ線)の状況確認(官地民木や民地官木、国有林立木が民地内に倒れ込んでないか等)を行うこと。

(10) その他

- ① 業務日誌及び写真番号毎に、上記巡視業務の内容を踏まえて、極力具体的なコメントを記載すること。

また、記載に当たっては、以下の点についても配慮すること。

ア 当該国有林は、高取町と大淀町に所在すること(47～50林班が大淀町、その他は高取町)。

イ 高取町のうち高取城跡周辺はレクリエーションの森(高取山風景林:51 は 1、2、イ林小班)、史跡名勝天然記念物(51 イ林小班)及び奈良県条例に基づく景観環境保全地区(51 ろ 2、は 2、53 へ、と 2、3、り 2)に指定されていること。

これら法令規制が掛かっていることから、基本的に樹木等の採取や土地の形質変更はできないこと。

ウ 大淀町の当該国有林の大半は水源涵養保安林に指定されていることに留意すること(基本的に樹木等の採取や土地の形質変更はできないこと)。

エ 貸付契約を締結している道路(「主要地方道桜井明日香吉野線の一部」、「県道明日香清水谷線」)については、基本的に道路の管理や維持修繕等は借受人が実施する必要があること。

そのため、必要な措置等気づいた点がある場合には、借受人に伝えるべき内容を記載すること。

- ② 写真をできるだけ小まめに撮影しておくこと。

- ③ 巡視委託業務の実施後の報告は勿論、十分に監督職員と疎通を図り、指示を受けて実施すること。

金剛山国有林巡視業務委託特記仕様書

国有林野等巡視委託業務の目的や国有林の巡視の内容については、別添1「巡視業務委託仕様書」を念頭に、以下により金剛山国有林の巡視委託業務を適切に遂行することとする。

1 金剛山国有林の林野巡視の特徴と主な巡視事項

金剛山国有林は、金剛山の山頂付近に所在しており、大阪市内からでも車で60分程度の距離にあるため、健康登山・回数登山の山として有名で入込利用者が多いこと及び大阪府千早赤阪村からの多くの登山用等歩道があることが大きな特徴であることから、金剛山国有林の林野等巡視委託で特に留意する事項は、以下のとおりである。

- (1) 健康登山などによる入込利用者が多いことから、林野火災、歩道、標識等各種施設の状況確認を行い、入込利用者に危険が及ぶことはないか確認が必要である。
- (2) 国有林内に介在地(葛木神社と転法輪寺の境内地)があるため、介在地の境界の異状の有無の確認が必要である。

【本国有林における入込利用者の特徴】

本国有林の利用者で最も多いのは、大阪府河内郡千早赤阪村からの健康登山・回数登山者である。(登山道は「千早本道」と「念仏坂(伏見林道)」が人気の2ルート。)

その他の大半は、葛木神社・転法輪寺の参拝と「ちはや園地」や国見城跡広場での観光である。なお、金剛山ロープウェイは令和元年3月から運行を停止しているため、観光目的の利用者は少ないものと考えられる。

2 巡視路線の設定

設定する基本巡視路線は次のとおりとする。

なお、監督職員の指示により、これ以外の場所を巡視する場合がある。

- (1) 歩道巡視(ちはや園地休憩所～葛木神社・転法輪寺～展望台)
※ 本歩道の国有林部分は貸付地(千早赤阪村)
- (2) 歩道巡視((7)歩道分岐～歩道～国有林境界線～(1)歩道)
※ 本歩道の国有林部分は貸付地(千早赤阪村)
- (3) 歩道(文殊尾根)巡視(展望台南西側～国有林境界点 27)
- (4) 歩道巡視(展望台西側～国有林外歩道を猿尾へ～歩道～国有林境界点89)
※ 本歩道の国有林部分は貸付地(千早赤阪村)
- (5) 歩道(青崩道)巡視(展望台北西側～国有林境界点 14)
- (6) 歩道(太尾道)巡視(展望台北側～国有林境界点 12)
- (7) 歩道巡視(転法輪寺～南側歩道～分岐東側歩道～メイン歩道横切り～里道～国有林界)
- (8) 無線基地局(売払地)境界点検及び歩道巡視
- (9) 国有林境界線巡視(国有林内介在地、(1)歩道沿いの境界点5イ～境界点90)
- (10) 国有林境界線巡視(国有林内介在地、(1)歩道沿いの境界点5～境界点18)

3 具体的な業務委託の内容

(1) 入込利用者の人数等の確認

本国有林及びその周辺は、冬の閉山時を除いて、常時利用者が多いため、巡視時に確認された利用者数を業務日誌等に記載の上報告すること。

(2) 山火事警防の実施

特に春や秋は乾燥し山火事発生が発生し易いことから、煙草の始末や火気を使用していないか等を把握し、山火事防止の啓蒙を実施すること。

(3) 入込者が捨てたゴミ等の確認

利用者が捨てたゴミ等を確認した場合には、業務日誌等に記載の上報告すること。
なお、簡易なゴミは持ち帰る等の措置を執ること。

(4) 歩道及び林道沿線を主体とした危険な状況の把握

以下の事項を確認した場合には、業務日誌等に記載の上報告すること。

なお、歩道及び林道(以下「歩道等」という。)の利用者に危害を及ぼす可能性が高いなど、早急に対応が必要な状況を確認した場合には、直ちに監督職員に報告すること。

ア 歩道等沿線で、枯損又は傾いている国有林立木を確認すること。

イ 歩道等沿線で、枝葉等が歩道等を覆っている国有林立木を確認すること。

ウ 歩道等沿線の上部国有林の一部が崩壊し、歩道等に土砂や雨水が流れ出ていること等異常な状況を確認すること。

(5) 道標、看板及び歩道の状況把握

道標や看板等が朽ちていないか、字が読めなくなっていないかを確認すること。

また、歩道の洗掘や階段等構築物が傷んでいないか確認すること。

(6) 林況の把握及び森林の状況把握

巡視の際見える範囲で、スギ・ヒノキ等造林木の生育状況や病虫害や獣害等の確認をすること。

(7) 遠望ができる箇所では写真を撮影すること

特に夏場で樹木の葉が紅葉している等、枯損木が分かる場合には、極力分かり易い写真とすること。

(8) 境界線及び境界線の異状の有無の確認

境界標の状況確認(破損、根倒れ、番号確認等)をし、必要に応じて赤スプレーで境界標に塗布を行うこと。

また、境界線(境界標と境界標を結ぶ線)の状況確認(官地民木や民地官木、国有林立木が民地内に倒れ込んでないか等)を行うこと。

(9) その他

- ① 業務日誌及び写真番号毎に、上記巡視業務の内容を踏まえて、極力具体的なコメントを記載すること。

また、記載に当たっては、以下の点についても配慮すること。

ア 当該国有林は、金剛生駒紀泉国定公園、水源涵養保安林(保健保安林)、鳥獣保護区に指定されていること。

これらの法令規制が掛かっていることから、基本的には樹木等の採取や土地の形質変更はできないこと。

イ 64 い1,2林小班は、金剛山ブナ希少個体群保護林(縞状に取り残された希少なブナ群落の保護)に指定されていること。

ウ 貸付契約を締結している歩道については、基本的に歩道の管理や維持修繕等は借受人が実施する必要があることから、必要な措置等気づいた点がある場合には、借受人に伝えるべき内容を記載すること。

② 写真をできるだけ小まめに撮影しておくこと。

③ 巡視委託業務の実施後の報告は勿論、十分に監督職員と疎通を図り、指示を受けて実施すること。

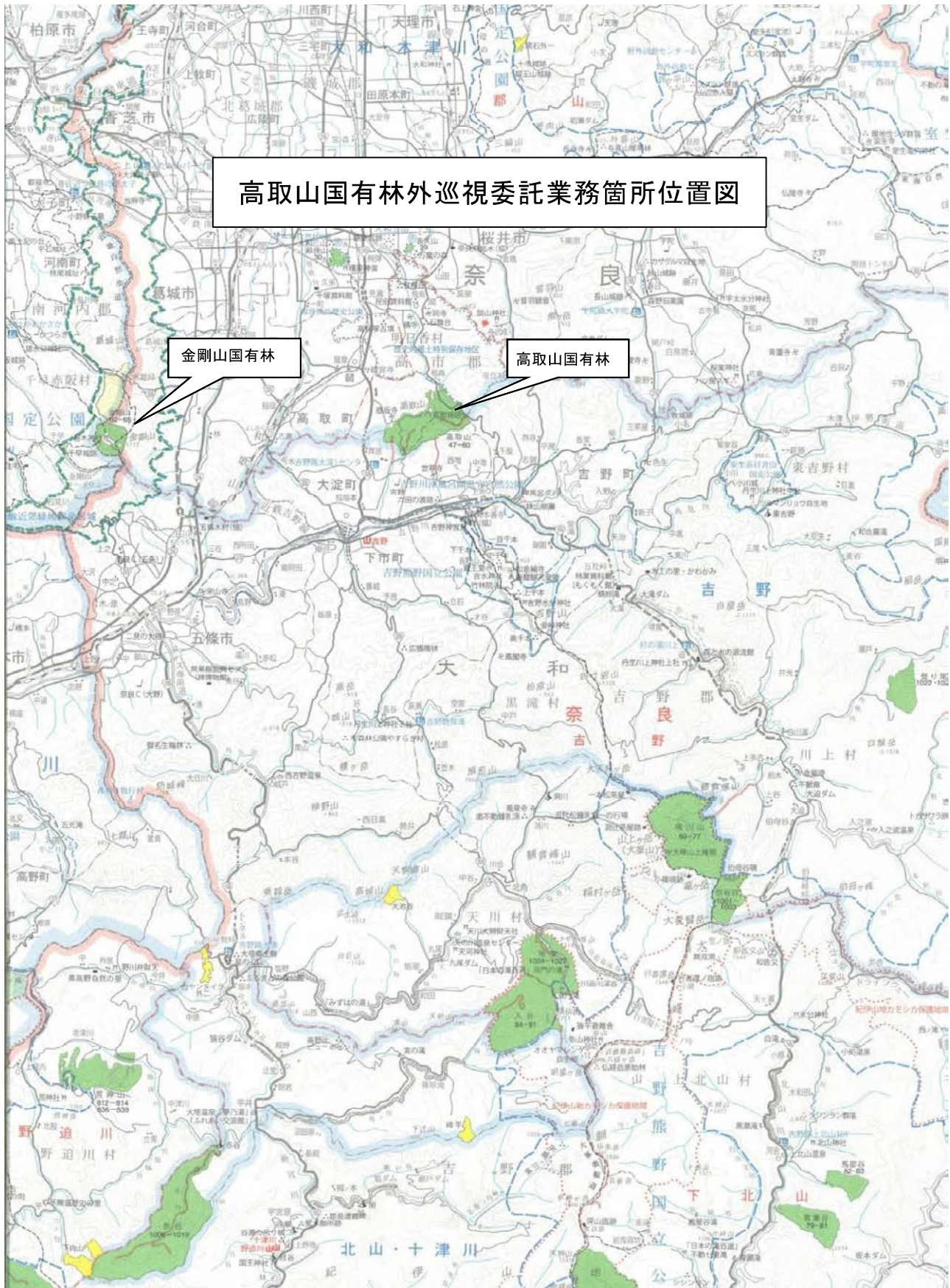
4 その他

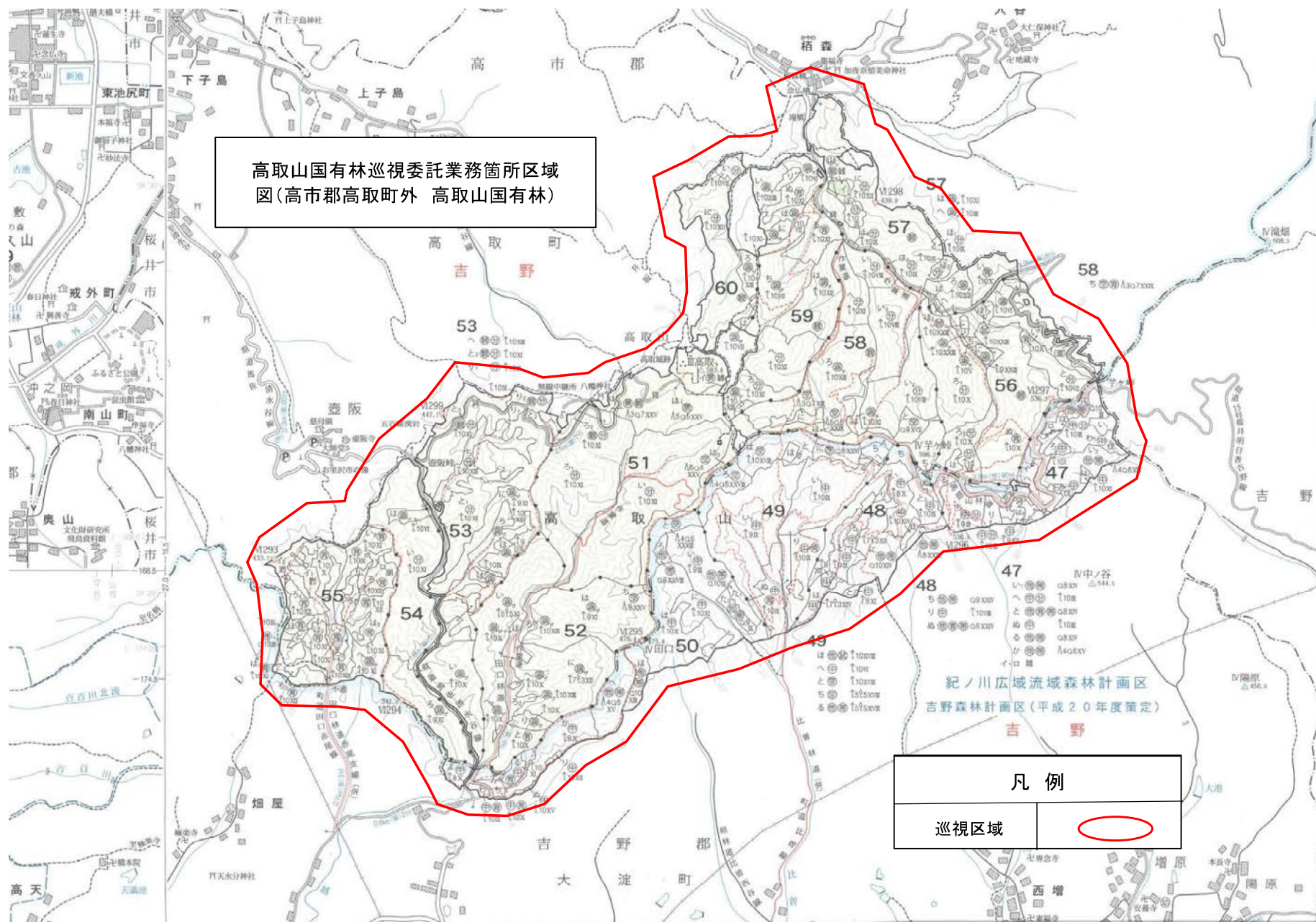
当該国有林に至る林道伏見線については、大阪府森林組合が管理をしており、林道の維持修繕のための費用として、車両1台当たり1回1,000円の通行料を支払う必要があること。
この通行料は、受託者が大阪府森林組合に直接支払うこと。

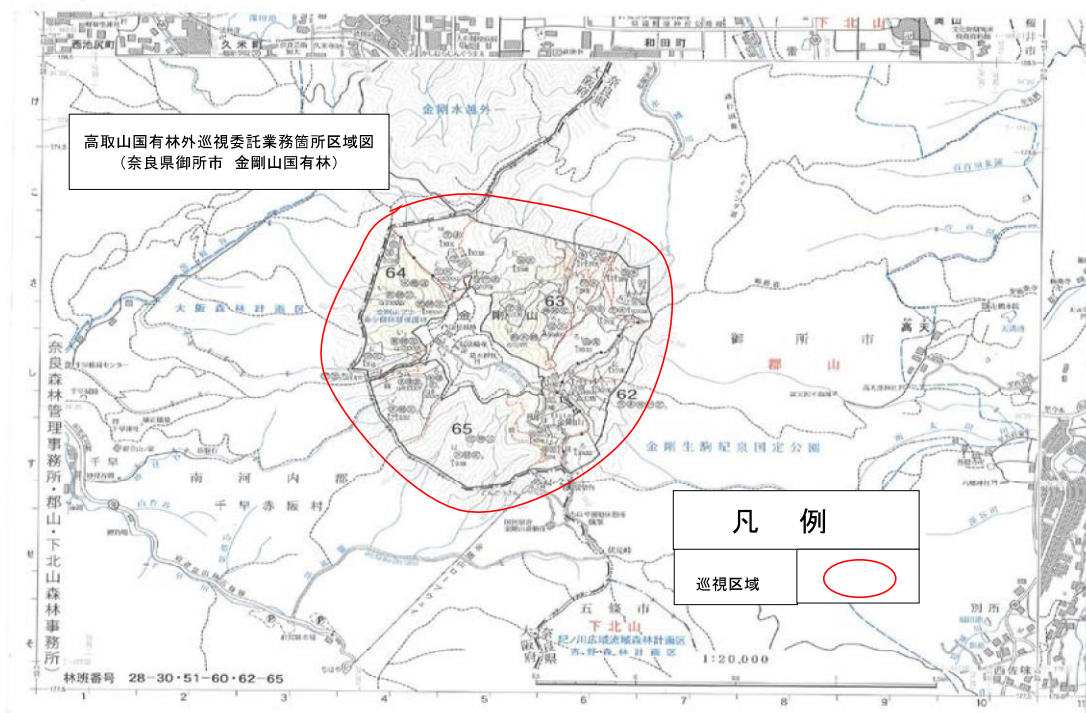
高取山国有林外巡視委託業務箇所位置図

金剛山国有林

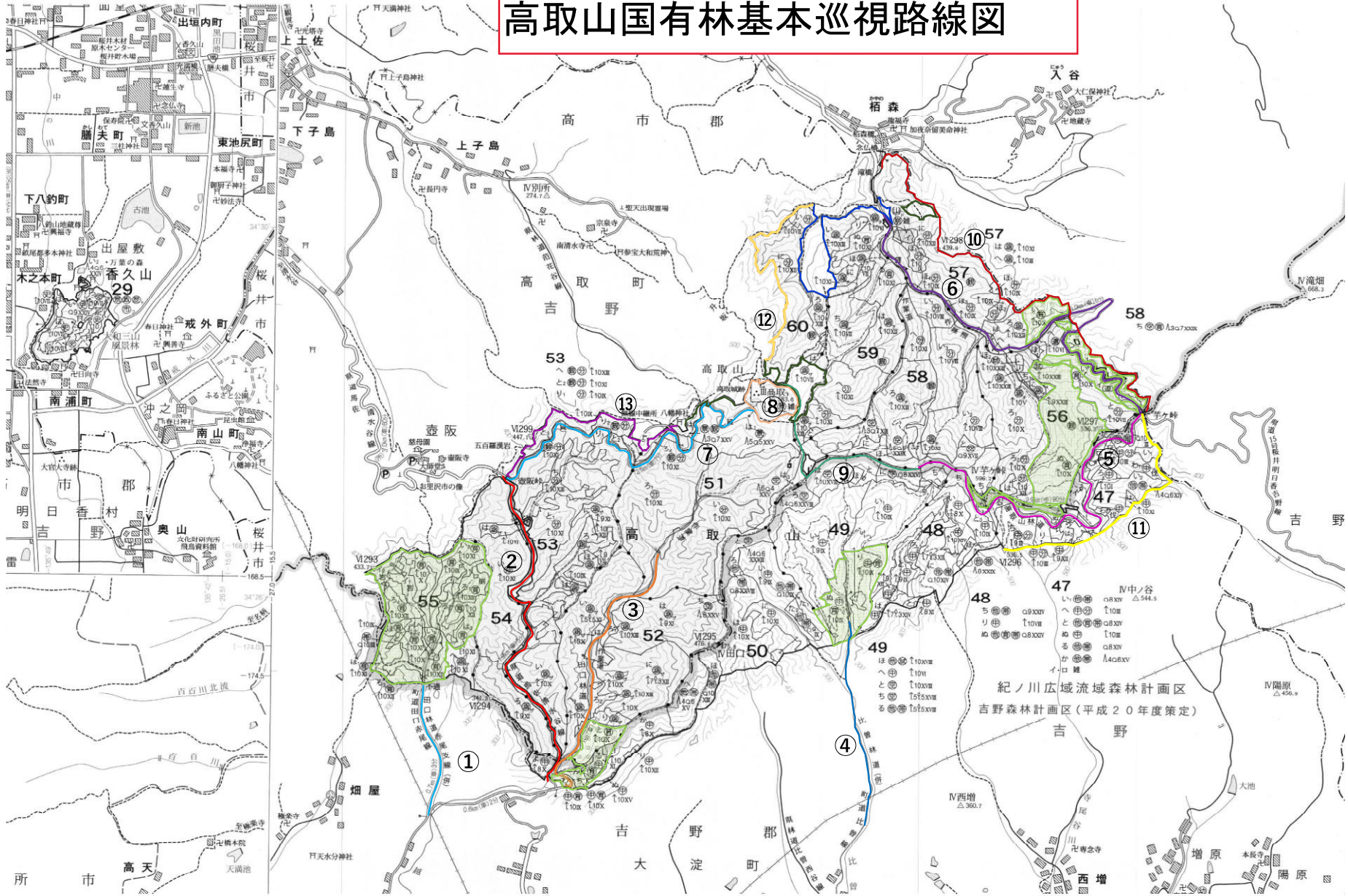
高取山国有林



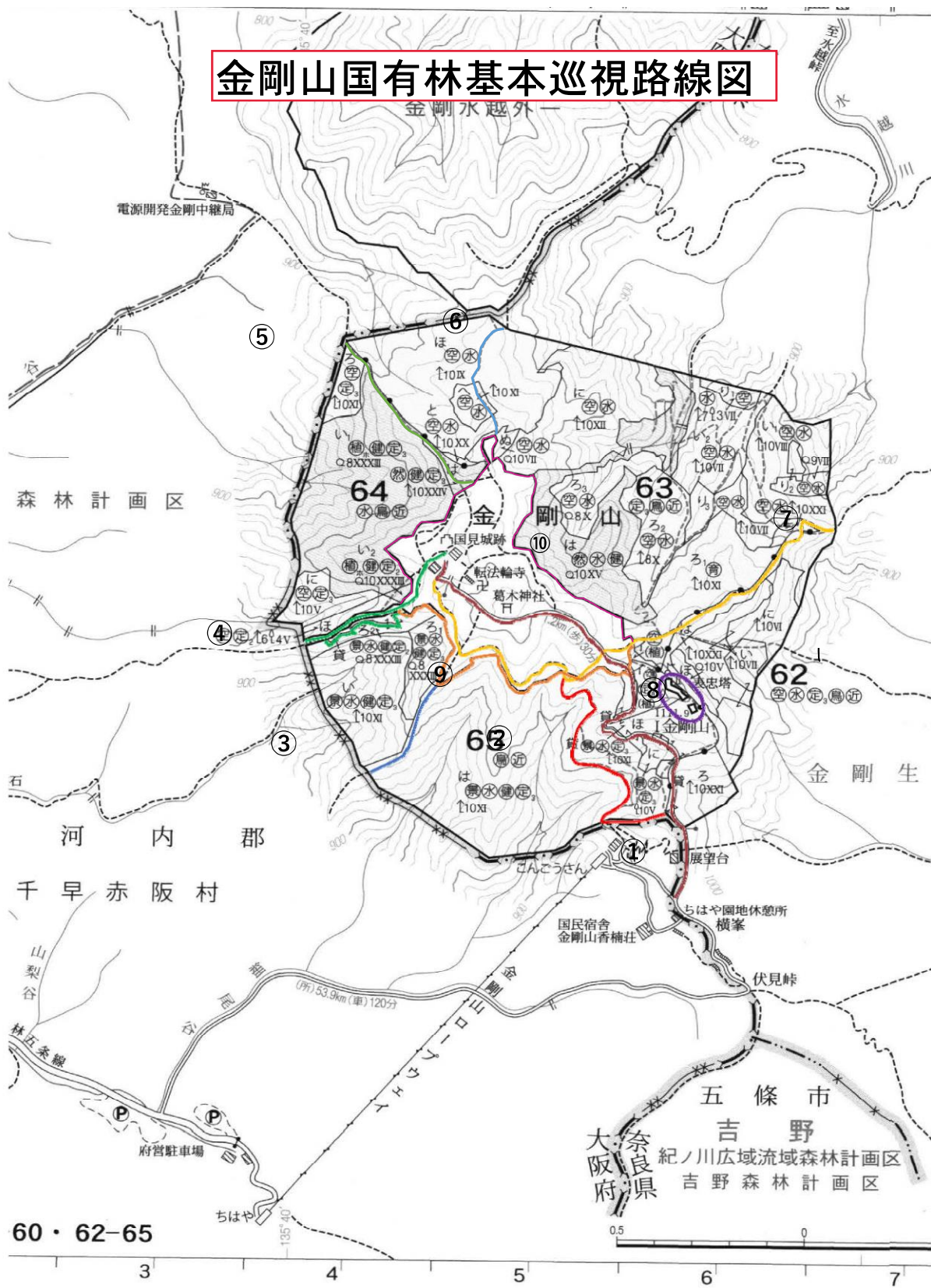




高取山国有林基本巡視路線図



金剛水越外一



令和 7 年度高取山国有林外巡視委託業務計画書

実施場所	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
高取山国有林	3	48	3	48	3	48	4	64	4	64	3	48	3	48
金剛山国有林	2	32	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
合計	5	80	4	64	4	64	5	80	5	80	4	64	4	64

実施場所	1月		2月		3月		合計	
	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
高取山国有林	3	48	3	48	3	48	32	512
金剛山国有林	－	0	－	0	－	0	8	128
合計	3	48	3	48	3	48	40	640

注1：巡視は、2名1組（一人8時間）を基本とし、1名での巡視は認めない。なお、3名以上での巡視は妨げないが、支払対象は2名とする。

注2：業務内容欄については、国有林野巡視業務を実施する場合、別紙1巡視業務委託仕様書の「1 委託業務内容」の（1）～（9）のうち該当する番号を記載する。

貸与物品内訳表

番号	品名	規格	数量	摘要
1	施業管理計画図	(国有林野等巡視委託業務区域図)	4 枚	
2	基本図	(国有林野等巡視委託業務区域図)	4 枚	
3	保安帽		2 個	
4	デジタルカメラ		1 台	
5	充電器	貸与デジタルカメラ専用	1 台	
6	メモリーカード	3 2 GB	1 個	
7	腕章		2 個	